

男鹿市告示第38号

なまはげ店頭装飾看板等設置費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年2月2日

男鹿市長 菅原 広二

なまはげ店頭装飾看板等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、商店街および市内事業者等が行う、なまはげをモチーフとしたデザインの店頭装飾看板等の設置を促進することで、まちの魅力向上を図ることを目的として、補助金の交付に関する事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者
- (2) 商工会、商工会議所に加入する商業者
- (3) まちづくり協議会等の団体

(対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 店舗の視認性及び魅力の向上を目的とした装飾看板等の新設工事
- (2) 外装シート看板の設置工事

2 前項の事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) デザインは、別紙1に定めるものを使用すること。
- (2) 男鹿市広告掲載基準を遵守すること。

(対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 装飾看板等の製作費
- (2) 装飾看板等の設置・取り付け工事費
- (3) 装飾看板等の設計費

(補助率)

第5条 補助率は、対象経費の3分の2とする。

2 前項で規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助上限額)

第6条 本補助金の補助上限額は、1件につき10万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、次の書類を添えて申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 設置計画書(位置図・設置イメージ等)
- (3) 写真(施工前の現況写真)

(補助金の交付決定)

第8条 前条に基づき交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は変更等)

第9条 前条の規定に基づき、交付決定された者「以下「交付決定者」という。」は、補助事業を中止、廃止又は変更しようとするときは、補助金交付決定変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、補助金変更(中止・廃止)交付決定通知書(様式第4号)により、市長の承認を事前に受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告し指示を受けなければならない。

(状況報告書及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは申請者に対し、補助事業の状況報告を求め、又は備え付け書類及び補助事業の検査を行うことができる。

2 市長は、前項の報告又は検査の結果、必要があると認めるときは、補助事業の変更を命じ、又は指示することができる。

(事業完了報告)

第11条 補助金交付を受けた者は、事業完了後30日以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 完了写真(施工後の状況)
- (3) 請求書(様式第6号)
- (4) 領収書等支払証明書

(補助対象外)

第12条 補助金の交付対象外となる事由は、次のとおりとする。

- (1) 既に完了した工事に対する事後申請
- (2) 虚偽・不正が認められる場合

(補則)

第13条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年2月2日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、請求及び支払いについては、同日後もなお、その効力を有する。